

令和8年度京都府高校生給付型奨学金 (1～3年生・市民税非課税世帯)の申請について

城陽市における申請窓口：城陽市教育委員会学校教育課 電話 0774-56-4003

対象

次のいずれかの世帯に該当し、同居する人全員が市民税非課税であること（生活保護世帯を除く）。

- ① 母子世帯
 - ② 父子世帯
- } 令和8年3月31日時点の年齢で20歳～64歳の人が同居していたら申請できません※

※その同居の方が障がい者の場合は、対象となる場合がありますのでおたずねください

- ③ 児童世帯（父母がいないこと）
- ④ 障害者世帯（父母のどちらかが身体障害者手帳3級以上または国民年金法施行令別表1・2級に該当すること）
- ⑤ 長期療養者世帯（父母のどちらかが疾病により6ヶ月以上入院又は寝たきり等の状態にあること）

受付期間

	受付期間
令和8年度の市民税が非課税の場合	令和8年 6月1日（月）から 令和8年 7月1日（水）まで
令和7年度の市民税が非課税の場合	令和8年 6月1日（月）から 令和8年 6月30日（火）まで

支給時期

詳細は、京都府山城北保健所綴喜分室（電話0774-63-5745）へおたずねください。

	入学支度金 (1年生のみ)	支援金（学用品等） (特別支援学校はなし)	奨学金（特別支援学校、 府外の私立高校、外国人学校のみ)
1年生	7月下旬	11月頃 ※予定	(第1期分) 7月下旬 (第2期分) 8月下旬 (第3期分) 12月上旬
2年生		〔奨学のための給付金〕との調整のため支給時期が11月になります)	※第2、3期分は令和7年度が非課税の場合のみ
3年生			

申請書類

城陽市教育委員会に提出していただいた申請書類は、城陽市より京都府（山城北保健所綴喜分室）に送付します。その後、**京都府（山城北保健所綴喜分室）で審査の上支給の可否が決定され、申請者本人には、京都府より直接通知**されます。

- ①高校生給付型奨学金等申請書（3枚複写）
 ②同意書（他奨学金の受給状況確認・在学確認用）
 ③同意書（返還事由発生時用の特約事項）
- ※申請者は子ども本人
 連帯保証人は親で可
 3枚複写の申請書は記入例あり

- ④市民税**非課税**証明書（祖父母等、世帯分離している人を含め**同居の人全員分が必要**。兄・姉等は、父母等の非課税証明書の扶養欄に含まれている場合は不要）

令和8年度 市民税 非課税 証明書	令和8年1月1日時点で居住していた市町村役場の税担当課（城陽市役所の場合は 税務課市民税係 ）で発行を受けてください。通常は1通あたり300円の手数料が必要です。 ※学校教育課でお渡しする課税証明交付申請書（担当者処理済みのもの）を使用すると「奨学金申請用」として 手数料免除 で取得できます（ただし課税等で申請不可の場合は、学校教育課にご返還願います）。	
※令和8年度は課税で令和7年度は非課税の世帯は、6月中の申請なら令和7年度 非課税 証明書でも申請可	令和7年度 市民税	令和6年1～12月の所得をもとにして令和7年6月に決められた、令和7年6月～令和8年5月分の市民税
	令和8年度 市民税	令和7年1～12月の所得をもとにして令和8年6月に決められる、令和8年6月～令和9年5月分の市民税

- ⑤支援金利用予定書（記入例あり）（特別支援学校生徒は不要）
 ⑥在学証明書（在学高校で発行を受けてください）

- 身体障害者手帳のコピー又は障害年金保険証書のコピー（障害者世帯のみ）
 医師の診断書等（長期療養者世帯のみ）
 遺族年金証書等のコピー（児童世帯のみ）

城陽市教育委員会 学校教育課

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地（城陽市役所西庁舎）

Tel 0774-56-4003 Fax 0774-56-0801